2019 年 8 月 14 日

各　　位

会 社 名　大 豊 工 業 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　杉原　功一
ｺｰﾄﾞ番号　6470（東証・名証第一部）
問合せ先　執行役員　延川　洋二
電話番号　（０５６５）２８－２８００

2020 年 3 月期第 1 四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に基づき、2020 年 3 月期第 1 四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしまして深くお詫び申しあげます。

記

１．対象となる四半期報告書

2020 年 3 月期第 1 四半期報告書

２．延長前の提出期限

2019 年 8 月 14 日

３．延長が承認された場合の提出期限

2019 年 9 月 17 日

４．提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2019 年 7 月 30 日付「2020 年 3 月期第 1 四半期決算発表の延期に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社海外連結子会社であるタイホウ コーポレーション オブ アメリカにおいて、2015 年から 2018 年までの期末棚卸資産の不適切な会計処理により、実態と相違がある資産計上が行われている恐れが判明し、会計監査人による追加的監査手続き等が一定の時間を要することが見込まれることから、2020 年 3 月期第 1 四半期の決算発表を延期しております。その後、2019 年 8 月 2 日付「特別調査委員会設置に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、事実関係及びその内容について、厳格な調査とその抜本的な原因を究明し、再発防止策を図るため、特別調査委員会を設置いたしました。特別調査委員会は調査を継続しておりますが、調査には約 1 ヵ月程度の期間を要する見込みです。

以上のとおり、特別調査委員会の調査の完了、本調査をふまえた当社の監査人であるＰｗＣあらた有限責任監査法人による追加的監査手続き等をふまえると、2020 年 3 月期第 1 四半期報告書を法定期限内に提出することができなくなることから、同四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書を提出いたしました。

５．今後の見通し

今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

以上